

結城市土地開発公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、結城市土地開発公社と称する。

(設立団体)

第3条 この土地開発公社の設立団体は、結城市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この土地開発公社は、事務所を茨城県結城市中央町二丁目3番地結城市役所内に置く。

(公告の方法)

第5条 この土地開発公社の公告は、結城市公告式条例（昭和25年結城市条例第101号）に基づく掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 この土地開発公社に次の役員を置く。

(1) 理事15名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。

3 理事は、規定の定めるところにより、この土地開発公社の業務を掌理するとともに、理事長、常務理事に事故あるとき、又は理事長、常務理事が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めるところによりその職務を代理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項の職務を行う。

(役員の仕事)

第8条 理事及び監事は、結城市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 常務理事は、理事長が理事の中から任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定及び変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(5) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) その他この土地開発公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ヘ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ト 航空機の騒音により生ずる障害を防止し又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得、あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 この土地開発公社の業務の執行に関し、基本的な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 この土地開発公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 この土地開発公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第21条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに結城市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめなお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失が生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第24条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のための直接必要な経費に不足を生じたときは、結城市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雑則

(解散)

第25条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、結城市議会の議決を経、茨城県知事の許可を受けたときに解散する。

2 この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、結城市に帰属する。

(規程への委任)

第26条 この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この定款は、この土地開発公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 この土地開発公社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、結城市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、この土地開発公社への組織変更の翌日から昭和50年5月31日までとする。

付 則

この定款は、茨城県知事の認可の日から施行する。ただし、第7条第4項の変更規定は平成20年12月1日から施行する。

付 則

この定款は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則

この定款は、令和3年3月22日から施行する。